

○伊勢広域環境組合契約規則

平成13年 5月17日
組 合 規 則 第 14 号
改正 平成17年 6月 1日
平成18年 3月29日
平成19年 3月30日
平成26年 4月 1日
平成28年 3月31日

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札（第2条－第15条）

第2節 指名競争入札（第16条－第19条）

第3節 随意契約（第20条・第21条）

第3章 契約の締結（第22条－第31条）

第4章 契約の履行（第32条－第43条）

第5章 雑則（第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他別に定めるものを除くほか、本組合の売買、借貸、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

（入札参加者の資格の公示等）

第2条 管理者は、令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める必要があると認めるときは、その理由及び資格基準並びに登録の時期及び方法について決定し、直ちに、令第167条の5第2項の規定により、その資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を伊勢広域環境組合規約（平成13年規約第1号）第2条に規定する関係市町（以下「関係市町」という。）の広報若しくは新聞又は掲示その他の方法により公示しなければならない。

第3条 管理者は、前条の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その定めるところにより、定期に、又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による審査により適格者と認めたときは、一般競争入札資格者の名簿を作成し、これに登録しなければならない。

3 管理者は、第1項の規定により、資格の審査をしたときは、前項の資格を有すると認めた者及び資格がないと認めた者にそれぞれ必要な通知をしなければならない。

4 関係市町において作成された一般競争入札に参加する資格のある者の名簿は、伊勢広域環境組合に

において作成されたものとみなす。

(入札の公告)

第4条 一般競争入札は、その入札期日の前日から起算して10日前までに関係市町の広報若しくは新聞又は掲示その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す日時（期間）及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (7) その他入札について必要な事項

(入札保証金の納付)

第5条 一般競争入札に加わろうとする者は、入札の際に、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項に規定する入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 鉄道債券、金融債その他政府の保証のある債権
- (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
- (3) 管理者が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券
- (4) 管理者が確実と認める金融機関等の保証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が確実と認める債権

3 第1項に規定する入札保証金を納付したときは、入札書に納付したことを証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、第2項第3号の規定により定期預金債券を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債券に質権を設定させ、当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者である金融機関等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 管理者は、第2項第4号の規定により金融機関等の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証書を提出させなければならない。

(入札保証金に代えて提供する担保の価値)

第5条の2 前条第2項に規定する入札保証金に代えて提供する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債、地方債、鉄道債券、金融債及び政府の保証のある債券額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）
- (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 金融機関等が支払保証をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期日までの期間に応じた当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

- (4) 管理者が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券 当該債券証書に記載された債券金額
- (5) 管理者が確実と認める金融機関等の保証 保証金額
- (6) 管理者が確実と認める債券 管理者が定める金額

第5条の3 管理者は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 入札者が保険会社との間に本組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 不用の決定をした物品を売り払う場合において、入札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めたとき。

（入札保証金の還付）

第5条の4 管理者は、入札者で落札しなかった者の入札保証金は落札決定後直ちに還付し、落札者の入札保証金は契約締結後還付しなければならない。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

（予定価格の作成）

第6条 管理者は、一般競争入札に付するにあたっては、当該入札事項についてその仕様書、設計書等によって予定価格を決定しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定により決定した予定価格を予定価格調書（第1号様式）に記載し、これを封筒にし、開札の際の開札場所に置かなければならない。
- 3 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短及び支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。

（最低制限価格の作成）

第7条 管理者は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける必要があるときは、前条第1項の規定の例により予定価格の5分の4から3分の2までの範囲内でこれを定め、同条第2項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格をあわせて記載しなければならない。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、最低制限価格の作成にこれを準用する。

（入札）

第8条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書（第2号様式）を1件ごとに作成し、封書にして自己の氏名、法人にあつては、法人名及び代表者名を表記し、所定の日時までに所定の場所へ提出しなければならない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、管理者において特に必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の代理人は、同一事項の入札において2人以上の代理人となることができない。
- 4 入札者は、同一事項の入札において他の入札者の代理人となることができない。

(郵便による入札)

第9条 やむを得ない理由により、管理者の指定する日時及び場所に出頭できない者の一般競争入札の入札書は、書留の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第3項に規定する信書便物のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものとして管理者が定めるものとして送付することにより提出することができる。この場合においては、「何何入札書在中」と表記しなければならない。

(入札執行の取り消し又は執行中止)

第10条 管理者は、一般競争入札を行うにあたり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変等のやむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を取り消し、又は中止することができる。

(無効とする入札)

第11条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札書が所定の日時までには到着しない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理していた入札
- (4) 入札に際して連合等の不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又は、これらの重要な文字が誤脱し、若しくは分明でない入札
- (6) 入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (7) その他の入札に関する条件に違反した入札

(最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合の手続き)

第12条 管理者は、令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者としようとするときは、その理由及び落札者の氏名、法人にあっては法人名及び代表者を決定しなければならない。

(落札後の措置)

第13条 管理者は、一般競争入札の落札者が決定したときは、直ちに、口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しなければならない。

2 落札者は、前項の通知を受けた日から5日以内に契約を結ばなければならない。ただし、管理者が特に指示したときは、この限りでない。

(入札の公告期間の短縮)

第14条 一般競争入札に付した場合において、入札者がいない場合若しくは令第167条の8第3項の規定により再度の入札に付し、落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合で、さらに一般競争入札に付そうとするときは、第4条に規定する公告期間を3日までに短縮することができる。

(せり売り)

第15条 管理者は、物品の売り払いについて、特に必要があると認めるときは、一般競争入札に関する規定に準じ、せり売りに付することができる。

第2節 指名競争入札

(入札参加者の資格及び公示等)

第16条 第2条及び第3条の規定は、令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合にこれを準用する。

2 前項の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格が第2条に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格と同じである等のため、前項において準用する第3条の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、同条の規定による資格の審査及び名簿の作成をもってこれに代えることができる。

(入札者の指名基準)

第17条 指名競争入札に指名することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 過去における本組合並びに関係市町との契約の履行が誠実であった者
- (2) 契約の履行が誠実かつ確実と認められる者

(入札者の指名)

第18条 管理者は、指名競争入札に付そうとするときは、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから前条の基準により競争に参加する者を3人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、第4条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に入札通知書(第3号様式)で通知しなければならない。この場合において、工事又は製造の請負契約を締結しようとするときは、やむをえない理由がある場合を除き、入札期日の前日から起算して10日前までに通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第5条から第13条までの規定は、指名競争入札に付する場合にこれを準用する。

第3節 随意契約

(見積書の聴取)

第20条 管理者は、随意契約によろうとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示して特別な場合を除き、2人以上の者から見積書(第2号様式)を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき。
- (2) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書をとる暇がないとき。
- (3) 官報その他のもので価格が確定し、見積書をとる必要がないとき。
- (4) 契約金額が10万円未満であるとき。
- (5) その他特別の事情があるとき。

2 前項の規定による見積書は、第16条第2項の規定による名簿に登録された者のうちから徴さなければならない。ただし、特別の理由によりこれによりがたいときは、この限りでない。

(随意契約の範囲)

第20条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約することのできるものは、予定価格が次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、右欄に定める額の範囲内とする。

1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円

3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(予定価格の作成)

第21条 管理者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第6条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格が30万円を超えない契約については、この限りでない。

第3章 契約の締結

(契約書の作成)

第22条 管理者は、契約を締結するに当たっては、当該契約に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において、必要があるときは、契約書に設計書又は仕様書等を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、1件50万円を超えない契約については、契約書の作成を省略し、請書によることができる。

(契約書又は請書の作成の省略)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず契約書又は請書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が10万円を超えない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 官公署その他これに準ずる機関との契約をするとき。
- (4) 契約の性質上契約書又は請書を作成する必要がないとき。

(契約書又は請書の提出)

第24条 契約の相手方（以下「契約者」という。）は、管理者が契約書又は請書の提出期限を別に指定した場合のほか、契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。

2 契約者は、正当な理由がなくて、前項に規定する期間内に契約書又は請書を提出しないときは、契約締結の権利を失う。

(契約の変更)

第25条 管理者は、契約をした後において当該給付の内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一部中止等をする必要が生じたときは、契約者と協議して契約の変更をしなければならない。

2 管理者は、契約者からその責めに帰することのできない理由により、又はその責めに帰する理由があるため違約金を納入する旨を明示して履行期限の延長をしたい旨申し出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、契約の変更をしなければならない。

3 管理者は、前2項の規定により、契約の変更をしようとするときは、第22条の規定に準じ、変更契約書又は変更請書を作成しなければならない。ただし、建設工事（伊勢広域環境組合建設工事執行規則（平成13年規則第16号）第2条に規定する建設工事をいう。）の契約の変更をしようとするときは、契約の重要な変更を除き、変更契約書に代えて変更請書によることができる。

4 前項の変更契約書又は変更請書の提出については、第24条の規定を準用する。

(契約の解除)

第26条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 着手期日を過ぎても着手しないとき。
 - (3) 契約の履行について不正の行為があったことを発見したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 管理者が命じたものが行う検査（物品については「検収」という。以下同じ。）及び監督に際して、その執行を妨げたとき。
 - (6) 契約者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理者において特に必要がある場合には、契約を解除することができる。
- 3 契約者は、管理者の責めに帰する理由によって損害を受けたときは、契約を解除することができる。
- 4 管理者又は契約者は、前3項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。ただし、契約書及び請書をともに省略した場合にあっては、書面を要しない。

(契約保証金の納付)

第27条 契約者は、契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 鉄道債券、金融債その他の政府の保証のある債権
 - (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
 - (3) 管理者が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券
 - (4) 管理者が確実と認める金融機関等の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 3 第1項に規定する契約保証金を納付したときは、契約書又は請書に納付したことを証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- 4 管理者は、第2項第3号の規定により定期預金債券を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債券に質権を設定させ、当該債券に係る債務者である金融機関等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。
- 5 管理者は、第2項第4号の規定により金融機関等又は保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証書を提出しなければならない。
- 6 管理者は、契約金額において増減があった場合は、その増減の割合に従って契約保証金を増減することができる。

(契約保証金に代えて提供する担保の価値)

第27条の2 前条第2項に規定する契約保証金に代えて提供する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債、地方債、鉄道債券、金融債及び政府の保証ある債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）
- (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 金融機関等が支払保証をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期日までの期間に応じた当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (4) 管理者が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券 当該債券証書に記載された債券金額
- (5) 管理者が確実と認める金融機関等の保証又は保証事業会社の保証 保証金額
- (6) 管理者が確実と認める債券 管理者が定める金額
（契約保証金の納付の免除）

第27条の3 管理者は、第27条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に本組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 契約者があらかじめ管理者の承認を得て、確実な担保の提供をしたとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売り払い代金が即納される時。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円を超えないものであり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (7) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
- 2 管理者は、契約者が前項第1項の規定により履行保証保険契約を締結したときは、履行保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。
- 3 管理者は、契約者が第1項第2号の規定により工事履行保証契約を締結したときは、当該契約に係る保証証券を提出させなければならない。

（契約保証金の還付）

第28条 管理者は、契約者が契約上の義務を履行したときは、直ちにその者の契約保証金を還付しなければならない。ただし、かし担保について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を保留することができる。

（契約解除の場合における対価等）

第29条 管理者は、契約者の責めに帰する理由により契約を解除したときは、工事、製造その他の請負契約の既済部分（工事等の出来形で検査に合格したもの（現場にある検査済材料を含む。）をいう。以下同じ。）又は物件の既納部分（物件の納入で検査に合格したものをいう。以下同じ。）の10分の9以内の対価を契約者と協議のうえ支払い、当該部分の所有権を取得するものとする。

2 前項に規定するもののほか、契約を解除した場合において、管理者又は契約者の責めに帰する理由により損害を生じたときは、その当事者が賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第30条 契約者は、契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなら

ない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 契約者は、契約の目的物又は支給した材料若しくは検査済みの材料を第三者に売り払い、若しくは貸し付け、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして管理者の承認を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

- 第31条 契約者は、契約履行について、全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして管理者の承認を得た場合は、この限りではない。

第4章 契約の履行

(契約の履行の届出)

- 第32条 契約者は、契約の履行しようとするとき（工事又は製造に限る。）及びその履行を完了したときは、管理者にその旨を書面で届け出なければならない。ただし、契約の履行内容が軽易なものについては、口頭により届け出ることが出来る。

(契約履行の監督又は検査)

- 第33条 法第234条の2第1項に規定する監督又は検査は、管理者が補助者に命じてこれを行うものとする。

- 2 管理者は、特別の理由がある場合を除き、同一の契約について、前項の規定による監督を行う補助者（以下「監督職員」という。）と検査を行う補助者（以下「検査職員」という。）とを兼ねさせることができない。

(監督職員の職務)

- 第34条 監督職員は、当該請負契約の履行について、契約に係る仕様書、設計書等その他の関係書類に基づき、契約の履行に立会って工程の管理、履行中途における工事製造等に使用する材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をするものとする。

- 2 監督職員は、監督をしたときは、その監督の内容及び指示した事項その他必要な事項を記録し、必要に応じて管理者に監督の実施状況についての報告をしなければならない。

(給付の検査)

- 第35条 管理者は、次の各号に掲げる場合には、契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約者が給付を完了したとき。
- (2) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。
- (3) 物件の一部の納入があったとき、又は、契約により給付の一部を使用しようとするとき。

- 2 前項第1号の検査は、第32条の規定による契約の履行完了の届出を受けた日から工事の請負にあつては14日以内に、製造その他の請負又は物件の買入れ等にあつては速やかに検査をしなければならない。

(検査職員の職務)

- 第36条 検査職員は、当該請負契約についての給付の確認（部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。）について、契約書、仕様書、設計書等その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会を求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査をしなければならない。

- 2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の即納部分の確

認を含む。)について契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

- 3 検査職員は、前2項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。この場合検査及び復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、管理者は、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。
- 4 検査職員は、検査の結果その結果その給付が当該契約の内容に適合しないものと認められるときは、契約者にその旨及びこれに必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。
- 5 検査職員は、検査の結果契約が履行されたと認めるときは、検査（検収）調書（第4号様式）又は出来高調書（第5号様式）を作成し、契約者に交付しなければならない。ただし、契約金額が10万円未満のものについて、関係帳票にその旨を記録することによってこれを省略することができる。

（検査の立会い）

第37条 検査職員が前条に規定する検査を行うときは、契約者若しくはその代理人は、検査に立会わなければならない。この場合において、これらの者が検査に立会わないときは、検査の結果について異議の申立てをすることができない。

- 2 前項に規定するもののほか検査職員は、監督職員以外の職員又は会計管理者若しくはその補助者の立会を求めることができる。
- 3 検査に立会う職員は、検査についての意見を述べることができる。

（監督及び検査の委託）

第38条 管理者は、令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせようとするときは、監督（検査）（検収）委託書を作成し、これをその委託をしようとする者に送付しなければならない。

- 2 第34条、第35条第2項、第36条第1項から第4項まで及び同条第5項本文の規定は、前項の規定により監督又は検査の委託を受けた者が行う監督又は検査にこれを準用する。

（物品の減価採用）

第39条 管理者は、契約者の供給した履行の目的物に僅少の不備の点があっても使用上支障がないと認めるときは、相当減価のうえ採用することができる。

（部分払及びその限度額）

第40条 部分払をする必要があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、検査（検収）調書又は出来高調書により、それぞれ当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

- (1) 物件の買入契約 帰納部分に対する代価
- (2) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分の代価の10分の9

- 2 前項の部分払をすることができる回数は、契約金額に応じ、次の区分によるものとする。ただし、特に必要がある場合は、回数を増減することができる。

- (1) 300万円以上 500万円未満 1回以内
- (2) 500万円以上 1,000万円未満 2回以内
- (3) 1,000万円以上 2,000万円未満 3回以内
- (4) 2,000万円以上 3,000万円未満 4回以内
- (5) 3,000万円以上 5,000万円未満 5回以内
- (6) 5,000万円以上 6回以内

- 3 前2項の規定により2回目以降の部分払いをしようとするときは、その都度、当初からの既納部分又は既済部分について第1項に規定する金額を算定し、当該算定した金額から前回までの支払済金額を控除して得た額をもって、その回の部分払の支払額とする。この場合において、前金払いされた金額があるときは、既納部分又は既済部分の率に対応する当該前金払いの金額の額をその都度算出し、これをその部分払いの金額から差し引くものとする。

(履行遅延に対する違約金)

第41条 第25条第2項に規定する違約金は、履行遅延による損害賠償について特約した場合を除き、遅延日数1日につき未履行部分相当額の2000分の1に相当する額とする。ただし、同条第1項の規定により、履行の一時中止をした日数は、履行期間に算入しないものとする。

- 2 前項の違約金は、契約に基づく対価から控除して充当するものとし、控除する額に満たない場合はこれを追徴しなければならない。この場合において、契約の相手方に対して、その旨を通知しなければならない。

- 3 前2項の規定は、契約者が第35条に規定する検査に合格しないため、その補修、改造又は取り替え若しくは補充を命ぜられた管理者の定める期間内に履行しないときに準用する。

(対価の支払)

第42条 第35条の規定による検査に合格したものでなければ当該契約に係る支払いをすることができない。

- 2 対価の一部について、前金払い又は部分払いをしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払いの際にこれを精算するものとする。

- 3 第26条の規定により契約を解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

(物件の引受け又は引渡し)

第43条 管理者は、契約に基づく物件の引渡しを受けてから対価の支払いを完了するものとする。

- 2 管理者は、契約に基づく対価の納付が完了したことを確認した後に当該契約に基づく物件を引き渡すものとする。

第5章 雑則

(委任)

第44条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月1日組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日組合規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日組合規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日組合規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第2号様式（第8条関係）

その1

入札（見積）書（工事関係用）

入札（見積）価格	
工事施行場所	
工事名	
入札保証金額	

上記金額で伊勢広域環境組合契約規則及び指示のあった条件によって請負いたいから入札（見積）いたします。

ただし、入札（見積）価格は、契約希望金額の110分の100に相当する価格である。

年 月 日

住所
入札見積者 印
氏名

伊勢広域環境組合管理者 様

(注)1 この入札（見積）書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア文字を用いること。

2 訂正したいときは必ず訂正印を押すこと。

その2

入札（見積）書（物件用）				
入札（見積）価格				
物 件 名				
納 入 の 期 限	年 月 日			
納 入 の 場 所				
入 札 保 証 金 額				
内 訳				
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
<p>上記金額で伊勢広域環境組合契約規則及び指示のあった条件によって納入したいから入札（見積）いたします。</p> <p>ただし、入札（見積）価格は、契約希望金額の110分の100に相当する価格である。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 入札見積者 印 氏 名</p> <p>伊勢広域環境組合管理者 様</p>				

(注)1 この入札（見積）書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア文字を用いること。

2 訂正したいときは必ず訂正印を押すこと。

- (1) 入札書の宛名は管理者宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の当該代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。
- (2) 代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出する。

なお、この場合の入札書には入札者の住所及び氏名の欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
 - イ 代理人が、入札者本人の住所及び氏名（法人にあっては、法人の住所並びに名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には、委任状の提出を必要としない。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、打切りとする。
- (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
- (6) 落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない組合職員にくじを引かせる。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

なお、クに該当する入札については、その回の入札のみ無効とし、再度入札については参加できる。

 - ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ウ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - エ 入札に際して連合等の不正行為があったと認められるとき。
 - オ 入札保証金の額が伊勢広域環境組合契約規則第5条に規定する額に満たないとき。
 - カ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - キ 入札者がその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
 - ク 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
 - ケ 入札の際、一人だけで他が全部不参加であったとき。
 - コ その他組合職員があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。
 - ア 入札金額が、最低制限価格を下回る入札をしたとき。
 - イ 入札金額が前回の入札における最低価格と同額以上の入札をしたとき。
 - ウ その他適正な入札の執行を妨げたとき。
- (9) 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
 - ア 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により辞退を届け、後日、必ず入札辞退届を提出すること。

イ 入札を辞退した者は、このことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(10) 建設業者は、その請け負った建設工事を施行するときは、建設業法第26条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。

なお、同条第3項に定める政令（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条）に規定する額以上の工事を施行する場合は、専任の技術者を配置しなければならない。

(11) 発注者が必要があると認めるときは、工事費内訳書の提出を入札条件とすることができる。この場合において、工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とし、また提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とすることができる。

その2

入札（見積）通知書（物件用）	
第 号 年 月 日	
様	
伊勢広域環境組合 管理者	
印	
下記のとおり契約したいから期日までに入札書（見積書）を提出してください。 尚、同封の関係書類は入札（見積）の当日返還してください。	
記	
名 称	
期 間 （ 納 入 期 限 ）	契約の日から 日間（ 年 月 日）
入 札 （ 見 積 ） の 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
入 札 （ 見 積 ） の 場 所	
納 入 の 場 所	
入 札 保 証 金	
契 約 保 証 金	
そ の 他 必 要 な 事 項	1 伊勢広域環境組合契約規則を遵守 2 組合職員の指示事項厳守 3 落札に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札（見積）者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第4号様式（第36条関係）

その1

検 査 調 書		
請負者氏名		
工事場所又は 施 行 区 域		地内
工 事 名 又 は 目 的		
請 負 金 額		
契 約 の 締 結	年 月 日	
着 工	年 月 日	
完 工 期 限	年 月 日	
完 成	年 月 日	
検 査 年 月 日	年 月 日	
検 査 概 評	年 月 日	
上記検査の結果完工したことを認定する。		
年 月 日	検査職員 職 氏名	印

(注) 1 工事関係以外は、この様式に準じて適宜作成のこと。

2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。

検 収 調 書				
納入者氏名				
品 名	品 質 規 格	数 量	単 位	摘 要
契約年月日（発注）	年 月 日	納期限	年 月 日	
納付を完了した日	年 月 日			
検 収 場 所				
検 収 年 月 日	年 月 日			
上記のとおり検収しました。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 検収職員 職 氏名 印 </div>				
				出納票記載 月 日 印

- (注) 1 本書は、2通作成し、1通は供給者に交付し、1通は支出命令書に添付すること。
 2 摘要欄は、必要により検収日、検収場所又は検収事項を記入すること。

(表)

出 来 高 調 書			
		請負者氏名	
(工事名)		地内	
着 工	年 月 日		
完工期限	年 月 日		
名 称		金 額	備 考
(1)	請負代金額	円	
(2)	出来高部分の請負代金額相当額		
(3)	$\frac{9}{10}$ (2) に $\frac{9}{10}$ を乗じた価格		
(4)	前金償却額		
(5)	出来高支払済額		第 回出来高支払済額 第 回 〃 第 回 〃 第 回 〃
(6)	今回請求額		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 検査職員 職 氏名 印 </div>			

(注) 1 工事関係以外は、本様式に準じて適宜作成のこと。

2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。ただし、金額の記載は必要部分のみ記帳すること。

